第三十七条の四第五項中「をいう。次条」を「をいい、同条第八項の規定により輸出物品販売場とみなされるものを含む。次条」に改める。

第四十条中「（昭和四十五年運輸省令第七号）」を削る。

第四十条の二第一項第二号を次のように改める。

二　自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号。次項第二号、第四十条の四第七項第二号及び第十一項第二号並びに第四十条の五第一項において「燃費評価実施要領」という。）第三条に規定する十・十五モード燃費値が同条第一号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証においてその旨及び第三項に定める方法により当該自動車のエネルギー消費効率（法第九十条の十二第一項第四号イ⑵に規定するエネルギー消費効率をいう。次項第二号及び第四十条の四第十項において同じ。）が算定されていないことが明らかにされていること。

第四十条の二第二項第二号中「自動車検査証に」の下に「おいてその旨及び」を加え、「及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準三十二パーセント向上達成車、平成二十二年度燃費基準四十四パーセント向上達成車、平成二十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車又は平成二十二年度燃費基準五十七パーセント向上達成車であることが記載されて」を「が明らかにされて」に改める。

第四十条の四第一項中「自動車検査証に」の下に「おいて」を加え、「記載されて」を「明らかにされて」に、「が併記されて」を「を用いることが併せて明らかにされて」に改め、同条第六項中「自動車検査証に」の下に「おいて」を加え、「記載されて」を「明らかにされて」に改め、同条第七項第二号を次のように改める。

二　燃費評価実施要領第四条の二に規定する平成三十二年度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条において「平成三十二年度燃費基準達成レベル」という。）が百四十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第四十条の四第十一項第二号中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成車又は平成二十七年度燃費基準三十五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同条第十二項第二号中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同条第十三項第二号を次のように改める。

二　平成三十二年度燃費基準達成レベルが百四十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第四十条の四第十八項第二号及び第十九項第二号中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同条第二十二項を削り、同条第二十三項中「第九十条の十二第二項第一号ロ」を「第九十条の十二第二項第一号イ」に改め、同項第二号中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項中「第九十条の十二第二項第一号ハ」を「第九十条の十二第二項第一号ロ」に改め、同項第二号中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「第九十条の十二第二項第一号ニ」を「第九十条の十二第二項第一号ハ」に改め、同項第二号中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項を削り、同条第二十七項中「第九十条の十二第二項第三号イ」を「第九十条の十二第二項第二号イ」に改め、同項第二号中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十八項中「第九十条の十二第二項第三号ロ」を「第九十条の十二第二項第二号ロ」に、「当該自動車が平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十九項中「第九十条の十二第二項第三号ハ」を「第九十条の十二第二項第二号ハ」に改め、同項第二号中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十項第二号中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十一項第二号中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十二項第二号中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十三項第二号中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十四項第二号中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十五項第二号中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十六項中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十七項第二号中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十八項第二号を次のように改める。

二　平成三十二年度燃費基準達成レベルが百以上百二十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第四十条の四第三十八項を同条第三十六項とし、同条第三十九項第二号中「当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車又は平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第四十項及び第四十一項を削り、同条第四十二項第二号中「百十未満」を「百二十未満」に、「当該自動車が平成三十二年度燃費基準達成車であることが記載されて」を「おいてその旨が明らかにされて」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十四項中「自動車検査証の記載事項のうち」を削り、同項を同条第三十九項とする。

第四十条の六第一項中「掲げる自動車」の下に「の区分に応じ、当該各号に定めるもの」を加え、同項各号を次のように改める。

一　法第九十条の十三第一号に規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が同号に規定する路線定期運行の用に供する自動車　次に掲げる自動車

イ　移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第二百五十七号。ロ、次号及び第三項において「移動等円滑化ノンステップバス基準等告示」という。）第一条第一項に規定するノンステップバス（次項第一号イにおいて「乗合ノンステップバス」という。）で当該自動車に係る自動車検査証において当該自動車がノンステップバスであることが明らかにされているもの

ロ　移動等円滑化ノンステップバス基準等告示第二条第一項に規定するリフト付きバス（次項第一号ロにおいて「乗合リフト付きバス」という。）で当該自動車に係る自動車検査証においてリフト付きバスであることが明らかにされているもの

二　法第九十条の十三第一号に規定する一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する自動車　次に掲げる自動車

イ　移動等円滑化ノンステップバス基準等告示第一条第二項に規定するノンステップバス（次項第二号イにおいて「貸切ノンステップバス」という。）で当該自動車に係る自動車検査証においてノンステップバスであることが明らかにされているもの

ロ　移動等円滑化ノンステップバス基準等告示第二条第一項に規定するリフト付きバス（次項第二号ロにおいて「貸切リフト付きバス」という。）で当該自動車に係る自動車検査証においてリフト付きバスであることが明らかにされているもの